

不正競争	判決年月日	令和元年5月30日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	平成30年(ネ)第10081号(本訴) 同年(ネ)第10091号(反訴)		
<p>○ 「マリオカート」及び「MARIO KART」は一審原告の商品等表示として著名なものであり、一審被告会社の使用する文字標章（マリカー, MariCar, MARICAR, maricar）と類似し、かつ一審被告会社の上記標章の使用が商品等表示としての使用に当たるとして、不正競争防止法2条1項2号該当性が認められた事例。</p> <p>○ マリオ, ルイージ, ヨッシー及びクッパの形態が、一審原告の商品等表示として著名であり、一審被告会社の使用するマリオ, ルイージ, ヨッシー及びクッパのコスチューム等がそれに類似し、かつ一審被告会社のコスチューム等の使用が商品等表示としての使用に当たるとして、不正競争防止法2条1項2号該当性が認められた事例。</p> <p>○ 一審被告会社は、不正の利益を得る目的で、「MARIO KART」及び「マリカー」と類似する各ドメイン名（maricar.jp, maricar.co.jp, fuji-maricar.jp, maricar.com）を使用しているとして、不正競争防止法2条1項13号該当性が認められた事例。</p>				

（事件類型）不正競争行為差止等 （結論）原因判決（一審原告の一審被告らに対する不正競争防止法違反を理由とする損害賠償請求の原因は理由がある。）

（関連条文）不正競争防止法2条1項2号, 13号, 会社法429条1項

判 決 要 旨

1 本件の本訴請求は、一審原告が、一審被告会社による①一審原告の周知又は著名な商品等表示である原告文字表示（マリオカート, マリカー）及び「**MARIO KART**」表示と類似する被告標章第1（マリカー, MariCar, MARICAR, maricar）の営業上の使用行為及び商号としての使用行為が、不正競争防止法（以下「不競法」という。）2条1項1号又は2号の不正競争行為に、②一審原告の周知又は著名な商品等表示である原告表現物（マリオ, ルイージ, ヨッシー, クッパ）と類似する部分を含む写真及び動画をインターネット上のウェブサイトへアップロードする一連の行為, 従業員のマリオ, ルイージ, ヨッシー及びクッパのコスチューム着用行為及び店舗におけるマリオの人形の設置行為（以下, 併せて「本件宣伝行為」という。）並びに上記各コスチュームを利用者に貸与する行為（以下「本件貸与行為」という。）が、不競法2条1項1号又は2号の不正競争行為に、③一審原告の特定商品等表示である原告文字表示及び「**MARIO KART**」表示と類似するドメイン名（maricar.jp, maricar.co.jp, fuji-maricar.jp, maricar.com, 以下「本件各ドメイン名」という。）の使用が、不競法2条1項13号の不正競争行為にそれぞれ該当する, ④一審被告会社の代表取締役が任務懈怠についての悪意又は重過失があるなどと主張し、一審被告らに対し、差止めや損害賠償等を求めた事案である。

2 原判決（東京地裁平成29年(ワ)第6293号・平成30年9月27日判決言渡

し)は、原告文字表示マリカーが日本国内で周知であり、原告表現物が日本の国内外で周知であると認定した上、一審被告会社が単独又は関係団体と共同して行っていた、被告標章第1の営業上の使用行為及び商号としての使用行為、本件宣伝行為及び本件貸与行為並びに本件各ドメイン名の使用行為について不競法2条1項1号又は13号の不正競争行為該当性を認めたが、日本語を解しない需要者との関係で被告標章第1を使用する行為は不正競争行為に当たらず、かつ本件各ドメイン名を外国語のみで記載されたウェブサイトを用いる場合には、一審原告の営業上の利益侵害はないとし、さらに、一審被告会社の代表取締役が悪意又は重過失はないと判断して、一審原告の請求を、被告標章第1の使用差止め及び同抹消(外国語のみで表記されたウェブサイト及びチラシについてのものを除く。)、被告標章第2の使用差止め、本件各ドメイン名の使用差止め(外国語のみで記載されたウェブサイトのために使用する場合を除く。)並びに一審被告会社に対する損害金1000万円及びこれに対する遅延損害金に対する限度で認容し、その余の請求をいずれも棄却した。

3 本判決は、以下のとおり、一審被告会社が単独又は関係団体と共同して行っていた被告標章第1の営業上の使用行為及び商号としての使用行為、本件宣伝行為及び本件貸与行為並びに本件各ドメイン名の使用行為について、原判決が否定した部分も含めて不競法2条1項2号又は13号の不正競争行為該当性及び営業上の利益侵害を認め、さらに、一審被告会社の代表取締役について任務懈怠に関して悪意又は重過失があり、同人が一審被告会社と連帯して損害賠償責任を負う旨の中間判決をしたものである。

(1) 証拠によると、「MARIO KART」表示は日本の国内外において、原告文字表示マリオカートは日本国内において、それぞれ著名である。

被告標章第1が、公道カートのレンタル等からなる事業に関して使用されているという取引の実情を考慮して類否判断すると、被告標章第1の1(マリカー)は原告文字表示マリオカートと類似し、被告標章第1の2～4(MariCar, MARICAR, maricar)は「MARIO KART」表示と類似する。一審被告会社が単独又は関連団体と共同で行っている被告標章第1の使用行為は、いずれも被告標章第1を商品等表示として使用するものといえるから、同行為は、不競法2条1項2号の不正競争行為に該当し、一審原告の営業上の利益を侵害する。

(2) 証拠によると、原告表現物は日本国内外において著名となっており、公道カートのレンタル等からなる事業に関して使用されているという具体的な取引の実情を考慮して類否判断をすると、マリオ、ルイージ、ヨッシー及びクッパのコスチューム及びそれを着用した人物の表示並びにマリオの人形は、いずれも原告表現物と類似している上、自己の商品等表示として使用されているといえるから、これらの使用行為は、不競法2条1項2号の不正競争行為に該当し、一審原告の営業上の利益を侵害する。

(3) 原告文字表示マリカー及び「MARIO KART」表示は本件各ドメイン名と類似している。一審被告会社は、周知又は著名な原告文字表示及び「MARIO KART」表示の高い顧客吸引力を利用して、不当に利益を上げる目的で、本件各ドメイン名を使用しているものと認

められるから、本件各ドメイン名の使用行為は、不競法2条1項13号所定の不正競争行為に該当し、一審原告の営業上の利益を侵害する。

(4) 取締役としては、会社が不正競争行為を行わないようにする義務があるところ、一審被告会社の代表取締役にはそのような義務に違反した点について、悪意又は少なくとも重過失がある。